

生計依存関係調書（父母）

◀ 被扶養者認定について ▶必ずお読みください

・この用紙は、被扶養者登録申請書に添付する書類です。被扶養者認定基準を満たしていることを判断する書類となりますので、必ず事実に基づいてご記入ください。

また、申請に際して必要書類をすべてそろえたからといって申請対象者様が必ず当組合の被扶養者として認定されることを保証するものではありません。

・収入自体が認定基準額以内であったとしても生計維持状況・個々の就労・収入状況、家族構成など様々な状況を総合的に判断して認否を決定いたします。

・原則として申請対象者に配偶者がいる場合、「夫婦相互扶助義務」を優先します。

・75歳以上の加入はできません。

・申請に際し、公的機関等の証明書等に係る発行手数料については各自でご負担願います。いかなる場合でも発行手数料については当組合では負担いたしかねます。

・同居の場合の収入基準は、申請対象者の年間収入が130万円（月額108,334円）未満【60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円（月額15万円）未満】かつ被保険者の年間収入の1/2未満となります。

・別居の場合の収入基準は、認定対象者の年間収入が130万円（月額108,334円）未満【60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円（月額15万円）未満】かつ申請対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこととなります。

・公的書類は3か月以内に発行されたものをご提出ください。

・公的書類及び証明書はすべてコピー不可です。

・認定日について
申請事由発生日から2か月以内の受付 → 申請事由発生日まで遡り認定
申請事由発生日から2か月を超える受付 → 原則当組合で確認がとれた日付で認定

被保険者記号	番号		会社名		被保険者氏名
101	12345		〇〇〇〇株式会社		西武 太郎
申請対象者氏名		年齢	続柄	職業／学年	別居・同居の区分
西武 康子		70 歳	母	無職	同居・別居

★1同居・・・住民票原本（一世帯分）※住民票は世帯主・続柄・筆頭者・本籍地を記載したもの

別居・・・①被保険者・配偶者の世帯全員記載の住民票 ②被保険者から配偶者に対する「3か月分の仕送り証明」（振込通知書等の写）

必要書類

★2「誓約書」は退職した理由が「病気」または「プライベートのけが」等であり傷病手当金や給付を受けていない場合にご提出ください。

共通事項

（特に指定用紙はありません。便宜用紙に内容と被保険者の方の自筆署名または記名押印が必要です。）

【1】～【5】に該当するすべての書類をご提出ください。状況により、追加書類の提出を求めることがあります。

【1】申請する理由（該当する項目に☑）		必要書類
☐	①被保険者の新規取得による申請（再雇用、任意継続含む）	住所★1
☐	②申請対象者の退職による申し（退職日 令和 年 月 日） 退職した会社（ ） 退職理由（ ）	『退職証明書（写）』または『離職票-1および2（写）』等退職日が判るもの 住所★1 誓約書★2
☐	③申請対象者の収入減少による申請	『直近3か月分の給与明細書（写）』※1 住所★1 雇用形態が変わる場合は『雇用契約書（写）』
☐	④申請対象者の失業給付受給終了による申請	『雇用保険受給資格者証（すべてのページの写）』（「支給終了」の印字があるもの） 住所★1 誓約書★2
☒	⑤申請対象者の配偶者が死亡したことによる申請	『戸籍謄本』または『死亡診断書（写）』等死亡日が判るもの
☐	⑥その他（ ）	状況に応じた書類※2 住所★1 誓約書★2

【2】申請対象者が加入していた（している）健康保険（該当する項目に☑）		必要書類
☒	①健康保険	
☐	a.被保険者の扶養として	—
☒	b.被保険者以外の扶養として	
☐	ア.未喪失	喪失済みの場合は健康保険発行の『資格喪失証明書』
☒	イ.喪失済み（資格喪失年月日 令和 7 年 1 月 1 日）	
☐	c.本人として	健康保険発行の『資格喪失証明書』
☐	②任意継続保険	
☐	a.被保険者の扶養として	—
☐	b.被保険者以外の扶養として	健康保険発行の『資格喪失証明書』※当組合に加入していた方は不要
☐	c.本人として	健康保険発行の『資格喪失証明書』※当組合に加入していた方は不要
☐	③国民健康保険、無保険	—

【3】申請対象者の配偶者の状況（該当する項目に☑）		必要書類
☐	①配偶者あり	
☐	a.収入なし	配偶者が被扶養者になっていない場合は配偶者の前年の収入が判るもの 『源泉徴収票(写)』または『課税証明書』等 個人事業主は『確定申告書一式（写）』等
☐	b.収入あり月額 円	配偶者が被扶養者になっていない場合は配偶者の前年の収入が判るもの 『源泉徴収票(写)』または『課税証明書』等 個人事業主は『確定申告書一式（写）』等
☐	c.今回一緒に申請する	—
☐	d.既に被扶養者として認定されている	—
☒	②配偶者なし	
☐	a.離婚 ☐ b.未婚 ☒ c.死別	—
☐	d.離婚を前提に別居中	『住民票原本（一世帯分）』

【4】 【3】以外で申請対象者の生計費を負担している家族について（該当する項目に☑）				必要書類
✓	①生計費を負担している家族なし			—
	②生計費を負担している家族あり ⇒続柄 負担額 円 その家族が、扶養できない理由をご記入ください。 ()			状況に応じた書類※2
	③その他 ()			状況に応じた書類※2

【5】申請対象者の現在の収入状況（該当する項目に☑）					必要書類
	①給与収入（パート・アルバイト等） 月額 円				『課税証明書』または『所得証明書』 『直近3か月分の給与明細（写）』 ※1 （給与収入欄に金額の記載がある場合、追加書類として『源泉徴収票』等）
	②働いたことがない（パート・アルバイト等を含む）				『課税証明書』または『所得証明書』
	③現在、退職してから2年以上経過している （退職日 令和 年 月 日）				『課税証明書』または『所得証明書』 （給与収入欄に金額の記載がある場合、追加書類として『源泉徴収票』等）
	④現在、退職してから2年未満である				
	a.失業給付の受給権なし	理由		ア.雇用保険に未加入	『退職証明書（写）』または『離職票-1および2（写）』等退職したことが判るもの
				イ.加入期間不足	『退職証明書（写）』または『離職票-1および2（写）』等退職したことが判るもの
				ウ.受給終了	『雇用保険受給資格者証（すべてのページの写）』（「支給終了」の印字があるもの）
	b.就労する意思がないため、失業給付の手続きを行わない				『離職票-1および2（写）』ハローワークにおいて、受給を放棄の旨を記載したもの （法13条不該当のゴム印が押されたもの）
	c.失業給付を申請予定 （申請予定年月日 令和 年 月 日頃）				『退職証明書（写）』または『離職票-1および2（写）』等退職したことが判るもの
	d.自己都合による退職のため、待機・給付制限期間中 （受給開始日 令和 年 月 日）				『退職証明書（写）』または『雇用保険受給資格者証(写)』
	e.失業給付の受給期間を延長する				『雇用保険受給期間延長通知書(写)』
	⑤失業給付を受給中 （60歳未満の方 日額3,612円未満、60歳以上の方 5,000円未満であること）				『雇用保険受給資格者証（写）』
	⑥自営業収入（事業/不動産/販売等）				前年の収入を確認できる『課税(非課税)証明書』および『確定申告書控えの（写）』
✓	⑦何らかの障害を有しているまたは年金を受給している				『障害者手帳のコピー』（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）
✓	a.収入あり	年金		ア.障害年金	年金受給中の方は直近の『年金振込通知書（写）』または『年金改定通知書（写）』
			✓	イ.その他 （ 厚生年金のみ ）	『課税証明書』または『所得証明書』 （給与収入欄に金額の記載がある場合、追加書類として『源泉徴収票』等）
				アルバイト等	月額 円
	b.収入なし				『課税証明書』または『所得証明書』
	⑧傷病手当金を受給中・手続き中・受給満了 （60歳未満の方 日額3,612円未満、60歳以上の方 5,000円未満であること）				傷病手当金の直近の『支給決定通知書（写）』受給満了の場合は『受給満了通知書(写)』
	⑨その他（ ）				状況に応じた書類※2

※1『直近3か月分の給与明細(写)』

- 働き始めたばかりで直近3か月分の給与明細を提出できないときは、雇用契約書(写)を提出してください。
- 『雇用契約書(写)』
- 収入が被扶養者の認定基準である月額108,334円未満（障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は月額150,000円以下）であることを確認できるもの

※2状況に応じた書類

- 当組合の扶養担当までお問い合わせください。